

2 計画の性格、構成と期間

(1) 計画の性格

「第七次甲府市総合計画」は、甲府市自治基本条例第22条の規定に基づき、市政を総合的かつ計画的に運営するために策定する本市の最上位計画であり、各分野の個別計画は総合計画との整合性を考慮して策定しています。本計画は、「基本構想」と「実施計画」の2層構成となっています。

(2) 構成と期間

基本構想

「基本構想」は、まちづくりの指針となるものであり、目指す都市像や都市像を実現するための基本目標を定めます。

期間は10年間とし、令和8(2026)年度を初年度、10年後の令和17(2035)年度を目標年度とします。

基本構想

都市像

基本目標

実施計画

「実施計画」は、基本構想の実現を図るための計画であり、基本構想に基づき実施する各種施策と施策ごとの事務事業の具体的な内容を示します。

令和8(2026)年度を初年度とし、適時、ローリング方式により見直します。また、施策や事務事業を適正に評価し改善しながら推進します。

実施計画

基本構想実現のための
具体的な施策・事業

■計画の構成と期間

